

## 水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や老朽化した施設の更新・再構築等が促進されるよう、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

特に、石綿セメント管更新事業の復活や老朽管更新事業の補助対象に海底導水管（鋼管フランジ形）を追加するとともに、当該事業に係る財政措置の拡充を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図ること。

また、簡易水道事業を統合した後に上水道事業となる場合について、高料金対策に係る地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和するとともに、地方交付税措置の拡充を図ること。

3. 簡易水道事業の統合等については、補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、補助対象期間を延長すること。

4. 簡易水道施設の整備に充当する過疎対策事業債について、償還期限を延長すること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

6. 東日本大震災関係について

水道事業における災害対策の充実強化を図るため、自家発電装置の設置、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に係る財政措置を講じること。